

「公衆無線LANセキュリティ分科会」開催要綱（案）

1 目的

公衆無線LANについては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、観光や防災の観点から、その普及は進んでいるところであるが、公衆無線LANサービスの中には、セキュリティへの対策が十分でないものも多く、公衆無線LANサービスを踏み台にした攻撃や情報漏洩等のインシデントが発生することが考えられる。

本分科会は、「サイバーセキュリティタスクフォース」の下に開催される会合として、公衆無線LANにおけるセキュリティ上の課題を整理し、必要な対策について、検討を行うことを目的とする。

2 名称

本分科会は、「公衆無線LANセキュリティ分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) 公衆無線LANのセキュリティ対策について
- (2) セキュリティに配慮した公衆無線LANサービスの普及について

4 構成及び運営

- (1) 本分科会の主査は、サイバーセキュリティタスクフォースの座長が指名する。
- (2) 本分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本分科会を招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本分科会を招集し、主宰する。
- (6) 本分科会の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、オブザーバを招聘することができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) その他、分科会の運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本分科会は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 分科会で使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本分科会の議事要旨は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 スケジュール

本分科会は、平成29年11月から開催する。

7 その他

本分科会の事務局は、情報流通行政局サイバーセキュリティ課が行う。

「公衆無線 LAN セキュリティ分科会」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

石原 潤二	日本電気株式会社	サイバーセキュリティ戦略本部	マネージャー
岩浪 剛太	株式会社インフォシティ	代表取締役	
上原 哲太郎	立命館大学	情報理工学部	教授
神 蘭 雅紀	PwC サイバーサービス合同会社	サイバーセキュリティ研究所	所長
佳山 こうせつ	富士通株式会社	サイバーセキュリティ事業戦略本部	マネージャー
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学	学長	
佐々木 満仁	ソフトバンク株式会社	ネットワーク本部 第1アクセス技術部 ワイヤレスシステム技術課	課長
中野 清隆	ネットワンシステムズ株式会社	ビジネス推進本部 応用技術部	マネージャー
北條 博史	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	取締役 ワイヤレス技術部	部長
真野 浩	コーデンテクノインフォ株式会社	代表取締役	
三宅 優	KDDI 株式会社	技術開発戦略部	マネージャー
森井 昌克	神戸大学大学院	工学研究科	教授